



令和8年度福岡市立学校職員募集案内 (拠点校スクールソーシャルワーカー)

令和7年12月1日
(福岡市教育委員会)

《求める人物像》

学校の教職員の一員である事務職員として、他の教職員と信頼関係を築き、困難な状況にあっても、責任感と積極性をもって専門的視点から子どもたちへの福祉に関する支援事務を行うことにより、適切な義務教育実施に貢献し、学校運営上の役割を果たすことができる人物です。

- 第1次選考日 令和8年1月17日（土）
- 受付期間 [郵送申込] 令和7年12月1日（月）～令和7年12月19日（金）（消印有効）
※必ず特定記録又は簡易書留により郵送すること

1 募集区分、採用予定人員及び職務の概要

募集区分	採用予定人員	職務の概要
拠点校スクールソーシャルワーカー	1人	原則として、市立小学校又は中学校等で、児童生徒の就学援助に係る事務や、支援が必要な児童生徒に対する関係機関との連絡調整事務等の福祉に関する支援事務(会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言などを含む。)に従事します。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす人

- (1)昭和41年4月2日以降に生まれ、次のいずれにも該当する人
 - ア 「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格を有する人
 - イ 「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の登録後に、学校^(注1)においてスクールソーシャルワーカー^(注2)の業務に従事した職務経験^(注3)を、平成27年4月1日から令和7年11月30日までの間に3年以上有する人
- (注1)小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(学校教育法第1条)とし、いずれも国公私立を問いません。
- (注2)児童及び生徒の福祉に関する支援に従事する者(学校教育法施行規則第65条の3、第79条、第79条の8、第104条、第113条、第135条)であり、スクールソーシャルワーカーという名称でなくとも、主として同内容に従事している者を含みます。
- (注3)週27時間以上(同一時期の複数の勤務を合算した場合を含む。)の勤務で就業していた期間が該当します。ただし、休業等(傷病休暇・休職・育児休業・介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

- (2)次のいずれにも該当しない人

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- イ 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3)次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

●**外国籍職員の担当職務について**

外国籍の職員は担当できる職務等に制限があり、公権力の行使にあたる職務は担当できません。また、公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

公の意思の形成への参画に携わる職とは、福岡市の行政について企画、立案、決定等に関与する職をいい、原則として課長相当級以上の職(学校においては、校長、副校長及び教頭等)を指します。

3 選考の日程・会場・内容等

(1)選考の日程、会場及び内容等

日程・会場		科目(配点)	内容
第1次選考	令和8年1月17日(土) 会場は福岡市役所を予定 ※詳細は、受験票にてお知らせします。	教養試験(100点)	公務員として必要な一般教養について、5肢択一式の筆記試験を行います。(120分・40問)
		論文(100点)	論文試験を行います。(50分・800字程度)
第2次選考	令和8年2月14日(土) 会場は福岡市役所を予定 ※詳細は、第1次選考合格者に通知します。	面接試験(150点)	個別面接を行います。

※災害による日程変更などの緊急連絡等については、福岡市教育委員会のホームページでお知らせします。

※最終合格は、第2次選考科目の成績のみによって決定し、第1次選考の成績は反映されません。

(2)教養試験の出題分野

選考科目	出題分野
教養試験	一般知識(時事・社会・人文)及び知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)

(3)論文・面接試験の評定基準

選考科目	評定基準
論文	理解力・問題意識、独自性(自分の考え・意見)、論理性・構成力、表現力の観点から評定します。
面接試験	コミュニケーション力、情緒安定性、自己統制力、協調性・関係構築力、チャレンジ精神・自己研鑽、職務経験の有用性の観点から評定します。

4 合格発表

(1)第1次選考合格発表

令和8年2月上旬に、選考結果を合格者に文書で通知するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

(2)最終合格発表

令和8年2月中旬に、選考結果を合格者に文書で通知するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

5 合格から採用まで

- (1)最終合格者は、人事委員会の選考を経て、原則として令和8年4月1日以降に任命権者である教育委員会によって採用されます。
- (2)第1次選考の際に、受験資格を確認するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を確認できる証明書等の原本確認を行い、また、ご持参いただいた写しを提出していただきます。
- (3)最終合格発表後、職歴証明書等を提出していただきますが、受験資格を満たさないことが判明した場合や申込書及び提出書類の記入事項に事実と異なる記入があった場合は、採用される資格を失うことがあります。(職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は、必ず雇用主に確認してください。また、確認のため、当方より雇用主等に直接連絡することがあります。)

6 初任給（令和7年4月1日現在 ※給与関係の条例等が改正された場合は、その定めるところによります。）

(1)給料及び地域手当

- ①初任給については、給料(行政職給料表の2級格付け)及び地域手当(給料の10%)が支給されます。
※採用時の職位については、係員(2級)となります。
- ②初任給は、提出していただく職歴証明書等に基づき、職務経験の内容に応じて任命権者である教育委員会が個別に決定しますが、学校における職務経験年数に応じた初任給の例は、下記のとおりです。

例	学校における職務経験	初任給(給料+地域手当)
	大学(4年制)卒業後 職務経験3年（採用時年齢25歳）	約 248,000 円
	大学(4年制)卒業後 職務経験10年（採用時年齢32歳）	約 280,000 円

※上記の例は、大学(4年制)卒業直後に学校で採用され、卒業後の職務経験年数のすべてが採用後の本市の職務に直接役立つ認められる場合の例です。職務経験等によっては、これを下回る場合があります。(職務経験年数のすべてが初任給に反映されるとは限りません。)なお、初任給(給料+地域手当)の上限は、約314,000円となります。

(2)諸手当

- (1)のほか、給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給されます。

7 受験手続

(1)申込方法

受付期間	令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金) ※消印有効
提出書類	①申込書(<u>必ず両面印刷とし、写真を貼付すること。</u>) ②面接票 ③返信用封筒(長形3号の封筒に住所と氏名を記入し、110円切手を貼付すること。) ※上記①及び②の様式は、福岡市教育委員会ホームページに掲載しています。 ※上記①の職歴欄が不足する場合は、裏面のみを印刷し使用してください。 ※4～5ページの記入要領をよく読み、 <u>黒ボールペン</u> で記入してください。鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
申込方法	提出書類を下記の送付先へ <u>特定記録又は簡易書留</u> により郵送してください。 ○受験者1人につき、1通の郵便物で申し込んでください。 ○申込書は折り曲げずに封筒に入れ、封筒の表に「 <u>SSW受験申込</u> 」と朱書きしてください。 ○封筒の中には、上記の提出書類以外は入れないでください。 ○特定記録又は簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。なお、特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については責任を負いません。 ○提出された申込書等は、一切返却しません。
送付先	〒810-8621 福岡市教育委員会教職員第1課 ※住所の記入は不要です。
受験票	受験票は、令和8年1月5日(月)以降に発送しますので、1月13日(火)までに届かない場合は、翌1月14日(水)午後5時30分までに、必ず福岡市教育委員会教職員第1課まで連絡してください。(TEL:092-711-4612)

(2) 注意事項

- ①申込み方法は郵送申込に限ります。また、必ず特定記録又は簡易書留により郵送してください。
- ②身体の障がい等の理由により、受験にあたって配慮を要する事項がある場合は、申込書裏面に必ず記載してください。なお、内容について、電話等で事前にお尋ねする場合があります。
- ③第1次選考の際に、受験資格を確認する書類を提出していただきます。申込みにあたっては、登録年月日等の情報に記入誤りのないよう注意してください。
- ④申込み後に記入事項の誤りに気づいた場合は、担当課まで速やかに連絡をしてください。

8 記入要領

(1) 記入要領<表>

令和8年度福岡市立学校職員(拠点校スクールソーシャルワーカー)採用選考申込書				
<input type="checkbox"/> (この欄は記入しないこと) <input type="text"/> 受験番号 福岡市教育委員会				
フリガナ	キョウイク タロウ		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	教育 太郎		<small>【写真貼付欄】</small> • 申込前6ヶ月以内に撮影 • 上半身、正面脱帽 • 縦4cm、横3cm • 写真裏面に記名のうえ、 • しっかりと貼付すること。 <small>(令和7年11月撮影)</small>	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 2 年 12 月 9 日 (満 35 歳) <input checked="" type="checkbox"/> 平成		<small>※令和8年4月1日現在の年齢を記入のこと</small>	
現住所	(〒 810 - 8621) 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号 スタンバードハイツ101			
通知等の送付先 (現住所と異なる場合のみ記入)	(〒 -)			
電話番号	(092) 711 - 4612		携帯電話番号	090 - 1234 - 5678 •
学歴 (古いものから記入)	学校名	学部	学科・専攻	在学期間 (昭和はS、平成はH、令和はRで記入)
	福岡県立○○ 高等学校			H18年4月～H21年3月
	△△大学	総合福祉学部	福祉学科	H21年4月～H25年3月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
受験資格	1. 保有資格 ※有する資格はすべて記入すること <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録年月日: H25年4月10日) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録年月日: 年 月 日) 2. 上記の資格登録後、学校においてSSWの業務に従事した職務経験の通算期間 4年8月26日間 (※対象期間:H27.4.1～R7.11.30 / 詳細は裏面に記入すること)			
その他の資格等	※自動車運転免許証を含め、有する資格を記入すること。 普通自動車運転免許			

その他の資格等(普通自動車運転免許を含む。)を
保有する場合は、記入してください。

写真の裏面に記入のうえ、
しっかりと貼付してください。

氏名、性別、生年月日を記入
してください。性別欄及び生
年月日欄は、該当するものに
「×」印をつけてください。

現住所は、都道府県から記
入してください。

記入された住所に通知等を
郵送しますので、マンション
名なども記入してください。

現住所以外への通知を希望
する場合のみ、「通知等の送
付先」欄も記入してください。

電話番号、携帯電話番号を
記入してください。不備があ
る場合等に連絡をすること
があります。

学歴を古いものから順に記
入してください。中学校以
前は記入不要です。

保有する資格に「×」印をつけ、
登録年月日を記入してく
ださい。また、1の資格登録後
に学校においてSSWの業務に従事
した職務経験の通算期間休業等の期
間を除く。を記入してく
ださい。

なお、月の初日から末日まで勤
務した月を1月として数え、それ
以外の月の日数は、30日を1月
として計算します。

(2) 記入要領 <裏>

※職歴はすべて記入すること。欄が不足する場合は、申込書を追加すること。(追加分は氏名及び職歴欄以外は記入不要)					
職歴 （古いものから記入）	勤務先名称	職務内容	週あたりの勤務時間	在職期間 (昭和はS.平成はH.令和はRで記入)	
	○○株式会社	庶務・経理	38時間45分	H25年4月1日～ H27年3月22日	該当する 該当しない
	学校法人 △△附属中学校	スクールソーシャルワーカー	18時間00分	H27年5月1日～ H28年3月31日	該当する 該当しない
	△△市立 A小学校	スクールソーシャルワーカー	9時間30分	H27年10月1日～ H28年3月31日	該当する 該当しない
	××医療法人 ◆◆病院	医療ソーシャルワーカー	38時間45分	H28年4月1日～ H31年3月31日	該当する 該当しない
	△△市立 B中学校	スクールソーシャルワーカー	38時間45分	H31年4月1日～ R3年3月31日	該当する 該当しない
	●●グループ ××ケアハウス	生活相談員	38時間45分	R3年4月1日～ R4年9月30日	該当する 該当しない
	△△市立 C中学校	スクールソーシャルワーカー	38時間45分	R4年10月1日～ R6年3月31日	該当する 該当しない
	学校法人 △△附属小学校	スクールソーシャルワーカー	38時間45分	R6年6月1日～ 現在 年 月 日	該当する 該当しない
			時間 分	年 月 日～ 年 月 日	該当する 該当しない
		時間 分	年 月 日～ 年 月 日	該当する 該当しない	
		時間 分	年 月 日～ 年 月 日	該当する 該当しない	
		時間 分	年 月 日～ 年 月 日	該当する 該当しない	
		時間 分	年 月 日～ 年 月 日	該当する 該当しない	
上記の期間中に、1月以上の休業等（育児休業、病気休職等）により業務に従事していない期間がある場合は、下記に休業等の種類及び期間を記入のこと					
病気休暇(R1. 12. 1～R2. 2. 4)					
身体障がい等により、受験にあたって配慮を要する事項（該当がある場合のみ記載すること）					
● 聴覚障がいがあるため、口頭試問の質問ははっきりと聞き取れるよう配慮してほしい。					
<p>私は、福岡市立学校職員（拠点校スクールソーシャルワーカー）募集案内に記載されている内容を了承のうえ、福岡市立学校職員（拠点校スクールソーシャルワーカー）の採用に係る受験の申込みをします。</p> <p>なお、募集案内に掲げている受験資格（候補者名簿登載要件）をすべて満たしており、この申込書の記載事項はすべて事実と相違ありません。</p>					

署名欄に記載されている内容をよく読み、申込書に記入した内容に誤りがないか再度確認をしたうえで、日付と氏名欄を自署してください。

(3)記入上の注意

- ①申請書は、申込者本人の自筆に限ります。
 - ②書き損じた場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で消して訂正してください。(訂正印不要)
 - ③事実と異なる記入事項があった場合、採用される資格を失うことがあります。
 - ④職歴欄が不足する場合は、申込書の裏面のみを追加で印刷し、右上の氏名欄及び1枚目に記入しきれなかった分の職歴のみを記入してください。なお、提出にあたっては、ホッチキス留めをしないようにしてください。

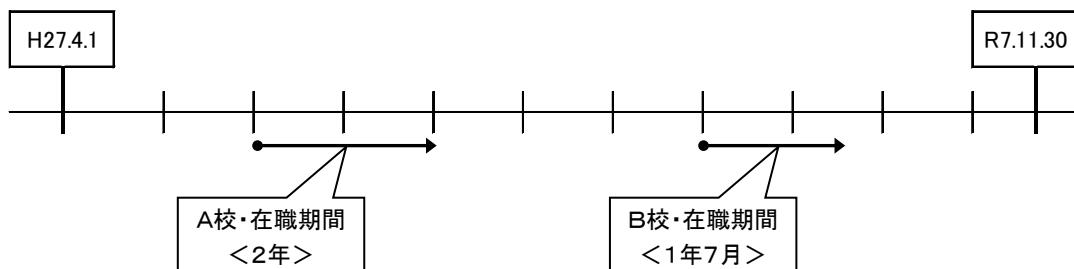
Q1：職務経験の「3年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

A1: 認められるケース、認められないケースの例を挙げると、次のとおりです。

【例1】認められるケース

下図のように、甲自治体A校(週27.5時間勤務)での在職期間が2年、乙学校法人B校(週27.5時間勤務)での在職期間が1年7月であった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して3年7月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

ただし、勤務時間が週27時間未満の期間は職務経験に該当せず、また、1月以上の休業等(傷病休暇、育児休業等)により実際に業務に従事しなかった期間は、職務経験の期間から除きます。



【例2】認められないケース

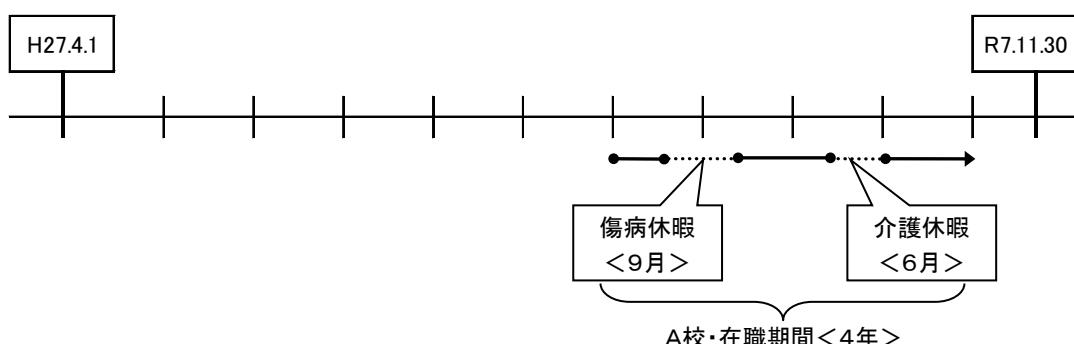
下図のように、甲自治体A校(週27.5時間勤務)での在職期間が9月、乙学校法人B校(週22時間勤務)での在職期間が2年7月あった場合、在職期間は通算で9月として扱われ、「3年以上」の要件を満たさないことになります。



Q2: 職務経験から除かれる期間にはどのようなものがありますか。

A2：休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)により、実際に業務に従事しなかった期間が1月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験の期間から除きます。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます。(つまり、全在職期間から休業等の期間を差し引きます。)

例えば、甲自治体A校(週27.5時間勤務)に4年間在籍した場合であっても、入院による傷病休暇を9月、介護休業を6月取得し、それらの期間に業務に従事しなかった場合は、計15月を差し引きますので、職務経験の期間は2年9月となり、要件を満たさないことになります。

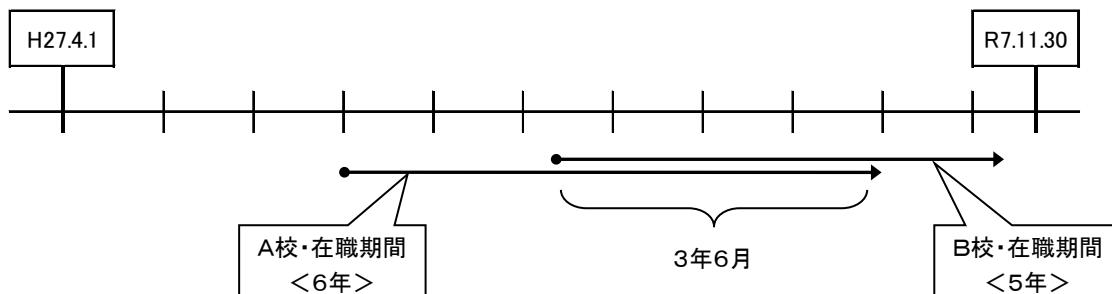


Q3: 複数の勤務地に同一時期に勤務している場合の職務経験の取扱いはどうなりますか。

A3: 同一時期に複数の勤務地に勤務している場合、勤務時間の合計が週 27 時間以上の勤務となれば、職務経験の期間に該当します。認められるケース、認められないケースの例を挙げると、次のとおりです。

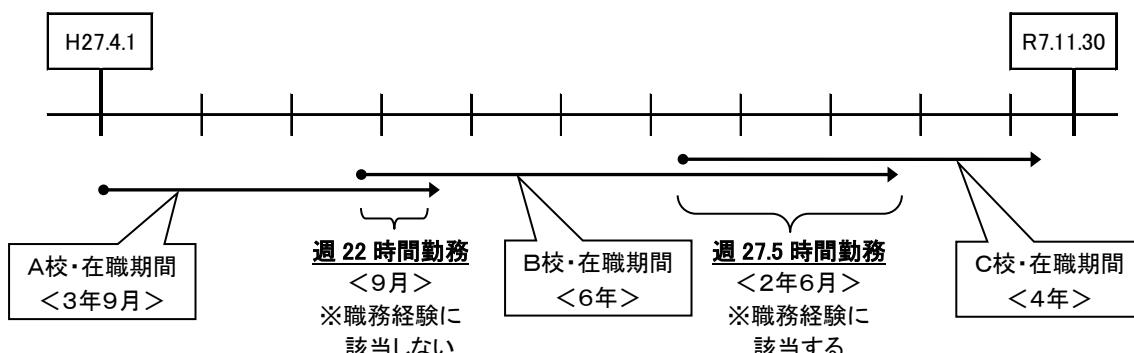
【例1】認められるケース

次の図のように、甲自治体A校(週 5.5 時間勤務)での在職期間が6年、乙学校法人B校(週 22 時間勤務)での在職期間が5年で、同一期間が3年6月あった場合、同一期間の週の勤務時間の合計が27.5 時間となるので、「3年以上」の要件を満たします。



【例2】認められないケース

下図のように、甲自治体A校(週 16.5 時間勤務)での在職期間が3年9月、乙自治体B校(週 5.5 時間勤務)での在職期間6年、丙学校法人C校(週 22 時間勤務)での在職期間が4年であった場合、職務経験は2年6月となり、「3年以上」の要件を満たさないことになります。



Q4: 期間はどのように計算されますか。

A4: 期間の計算方法は、下記のとおりです。

年 … 12 月を「1年」として扱います。

月 … 月の初日から末日まで勤務した月を「1月」として扱います。

それ以外の月(月の初日から末日まで勤務していない月)は日単位で数え、30 日を「1月」と換算して扱います。1月に換算できない 30 日未満については、日単位で扱います。

【例】 R4.4.20 から R7.6.25 まで勤務した場合の勤務期間

R4.4.20 ~ R4.4.30 … 11 日
R4.5.1 ~ R7.5.31 … 3 年 1 月 (37 月)
R7.6.1 ~ R7.6.25 … 25 日

3 年 2 月 6 日

9 採用試験実施状況

実施年度	受験者数	最終合格者	競争倍率
平成 30 年度	11	7	1.6
令和2年度	4	1	4.0

10 選考成績の開示について

選考成績について、本人に限り、次の要領により開示の請求をすることができます。電話等による請求はできません。

(1) 開示内容

選考	対象者	開示内容
第1次選考	第1次選考不合格者	第1次選考における教養試験の正答数、科目別の得点及び可否、総合点、総合順位
第2次選考	第2次選考受験者	第1次選考における教養試験の正答数、科目別の得点及び可否、総合点、総合順位 第2次選考における面接試験の得点及び可否、総合点、総合順位

※第2次選考受験者への開示は、いずれの開示内容もすべて最終合格発表後になります。

(2) 必要書類

- ・本人であることを示す書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
※コピー可。ただし、氏名、住所、生年月日が確認できる部分を含むものに限ります。
- ・成績開示請求書(本ページ下段の様式を切り取るか、コピーしてください。)
- ・返信用封筒(定形郵便物サイズ内の封筒とし、返信先を明記のうえ、必要な切手を貼付してください。)

(3) 請求方法

上記の必要書類を、下記宛て先まで郵送してください。なお、郵送方法は指定しませんが、簡易書留が確実です。普通郵便による場合の事故等については、責任を負いません。

＜宛て先＞〒810-8621 福岡市教育委員会教職員第1課

※住所は記入不要です。封筒の表に「成績開示請求」と朱書きしてください。

(4) 請求期間

第1次選考合格発表及び最終合格発表の日から1ヶ月間(消印有効)

----- (切り取り線) -----

令和8年度福岡市立学校職員採用選考成績開示
請求書(拠点校スクールソーシャルワーカー)

(宛先)福岡市教育委員会
標記について、下記のとおり選考成績の開示を
請求します。

記

請求年月日	令和 年 月 日
受験番号	
氏名	
電話番号	

[下記は教育委員会記入]

本人確認書類	免許証・マイナンバーカード その他()
--------	-------------------------

【申込み及び問い合わせ先】

福岡市教育委員会教職員第1課

TEL 092-711-4612 (平日 9:00~17:00)

FAX 092-733-5536

〒810-8621

福岡市中央区天神1丁目8番1号

(福岡市役所行政棟 11階)

ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/schoolsocialworker.html>

(二次元コード)

